

鳥取県告示第379号

平成12年鳥取県告示第218号（審議会等の会議の公開に関し準拠すべき指針について）の一部を次のように改正し、平成23年7月1日から施行する。

平成23年7月1日

鳥取県知事 平 井 伸 治

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
1～7 略	1～7 略
8 審議会等調書の作成及び公開	8 審議会等調書の作成及び公開
(1) 実施機関は、毎年4月1日現在における審議会等の名称、設置根拠及び事務の内容を記載した資料（以下「審議会等調書」という。）を作成し、同月15日までに <u>未来づくり推進局長</u> に提出しなければならない。	(1) 実施機関は、毎年4月1日現在における審議会等の名称、設置根拠及び事務の内容を記載した資料（以下「審議会等調書」という。）を作成し、同月15日までに <u>総務部長</u> に提出しなければならない。
(2) 実施機関は、年度途中で新たに審議会等を設置した場合は、速やかに審議会等調書を作成し、 <u>未来づくり推進局長</u> に提出しなければならない。	(2) 実施機関は、年度途中で新たに審議会等を設置した場合は、速やかに審議会等調書を作成し、 <u>総務部長</u> に提出しなければならない。
(3) 略	(3) 略
9及び10 略	9及び10 略